

付表 2（第 1 2 条関係）

※交付申請時と変更がないものは、実績報告書（様式第 9 号）にその旨を記載すること
とで省略可。

補助対象設備	添付書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書個票（該当するもの） 2 実績額を記載した事業費内訳表（様式第 1 号事業費内訳表を準用すること） 3 補助対象経費の根拠資料（見積書、契約書、注文書、請書、請求書、領収書等の総事業費及び補助対象事業費の内訳が分かる資料） 4 契約日（受注日）・着工日・引渡日（工事完了日）・支払日が明記されている資料（上記 3 で代用可） 5 施工前後の写真 6 P P A の場合、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類及びサービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類 7 リース契約の場合、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類及びリース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類 8 その他市長が必要と認める書類
<ol style="list-style-type: none"> (1) 自家消費型太陽光発電設備 (2) 余剰再エネ供給型太陽光発電設備 (3) E V 宿場町用太陽光発電設備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は、交付申請時と同一地点から撮影された写真に加え、以下を撮影した写真であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 全ての太陽電池モジュール (2) パワーコンディショナー（機器の品番等が分かる

	<p>写真含む)</p> <p>2 導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図）及び「J I S C 8 9 5 5 : 2 0 1 7 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」（日本産業規格）などに示された固定荷重、風圧荷重その他これに類する一定の基準を満たす強度計算書（屋根設置の場合、建物に係る構造計算書を含む。）又はこれに代わるもの</p> <p>※いずれも補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるもの</p> <p>3 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（例：設置した設備に対してメーカーが発行する保証書又は出荷証明書等）</p> <p>4 自家消費率の算出根拠（太陽光発電設備稼働後の需要量、発電量及びそれに基づき計算した自家消費率等）</p> <p>5 市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に余剰電力を売電する場合において、余剰電力をエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却することが確認できる書類</p> <p>6 一般送配電事業者との系統連系申込状況を証明する書類及び一般送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器及び系統設備に対する工事費負担金の根拠となる資料（工事費負担金契約書類等）</p>
(4) 蓄電池	<p>1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は交付申請時と同一地点から撮影された写真に加え、以下を撮影した写真であること。</p> <p>(1) 蓄電池本体</p>

	<p>(2) パワーコンディショナー（機器の品番等が分かる写真含む。）</p> <p>(3) 蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ</p> <p>2 導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等）又はこれに代わるもの（太陽光発電設備と兼用できるものは省略可）</p> <p>※いずれも補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるもの</p> <p>3 蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等）</p>
<p>(5) エネルギーマネジメントシステム（BEMS）</p> <p>(8) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等</p>	<p>1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は交付申請時と同一地点から撮影された写真に加え、提出書類に記載された設備と同一であることが分かるよう銘板等を確認できるもの。</p> <p>2 補助対象設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図）及び構造計算書（自己所有物件の場合）又はこれに代わるもの</p> <p>※いずれも補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるもの</p> <p>3 補助対象設備の能力等が分かる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書又は出荷証明書等）</p>
<p>(6) 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）</p>	<p>1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は、提出書類に記載された設備と同一であることが分かるよう銘板等を確認できるもの。</p> <p>2 充放電設備、充電設備の場合、実際に再エネ発電設備と接続して充電を行うことが確認できる書類（システム系統図及び単線結線図等）。ただし、EV（カーシェア）の付帯設備として導入する場合を</p>

	<p>除く。</p> <p>3 補助対象設備の能力が分かる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書又は出荷証明書等）</p>
(7) EV（カーシェア）	<p>1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工前は不要かつ施工後の写真は導入車両本体がカーシェアの用に供することが分かる写真であること。</p>
(9) 省エネ診断	<p>1 省エネ診断報告書の写し</p>
(10) エリアエネルギーマネジメントシステム（AEMS）	<p>1 当年度事業内容を説明する資料</p>